

大腸がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)の自己点検(令和6年度分)集計結果

設問	総計			集団検診			個別検診		
	○	回答	遵守率	○	回答	遵守率	○	回答	遵守率
1. 検診対象者の情報管理									
(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか ※ 過去の受診者や希望者のみを名簿化する場合は不適切である	78	91	85.7	35	41	85.4	43	50	86.0
(2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか ※ 自治体の広報紙などの配布は不適切である。受診票の送付でも個人名を列記しない世帯分の一括送付は不適切である	29	91	31.9	13	41	31.7	16	50	32.0
(3) 対象者数(性別でも可)を把握しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
2. 検診者の情報管理									
(1) 個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(2) 過去5年間の受診歴を記録しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
3. 受診者への説明、及び事務検診者への説明									
(1) 受診勧奨時(もしくは検診申込み者に対する便潜血検査キット配布時)に、「検診機関用チェックリスト」1.受診者への説明が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※ ※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合:市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい	64	91	70.3	31	41	75.6	33	50	66.0
(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しているか※ ※ ここで提示する精密検査機関には、及時的に精密検査結果の報告を義務付けること ※ 市区町村が提示していない場合:市区町村があらかじめ確認した資料を、委託先の全ての検診機関が提示している場合も可とする	30	91	33.0	14	41	34.1	16	50	32.0
4. 受診者数・受診率の集計									
(1) 受診者数・受診率を集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(1-a) 受診者数・受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(1-b) 受診者数を検診機関別に集計しているか	84	91	92.3	40	41	97.6	44	50	88.0
(1-c) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか※1	71	91	78.0	32	41	78.0	39	50	78.0
5. 要精検者の集計									
(1) 要精検率を集計しているか※2	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか※2	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか※2	79	91	86.8	39	41	95.1	40	50	80.0
(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか※2	57	91	62.6	25	41	61.0	32	50	64.0
6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨									
(1) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果※を把握しているか ※ 精密検査(治療)結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、内視鏡診断や生検結果、内視鏡治療または外科手術所見と病理組織検査結果などのこと	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(2) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか ※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の4つ全てが本人から申告される必要がある	89	91	97.8	40	41	97.6	49	50	98.0
(3) 個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しているか	68	91	74.7	32	41	78.0	36	50	72.0
(4) 過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(5) 精密検査未受診と精密検査結果を把握できない者によって区別し、精密検査未受診者を特定しているか	87	91	95.6	39	41	95.1	48	50	96.0
(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか	88	91	96.7	41	41	100.0	47	50	94.0
7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計									
(1) 精検受診率を集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(1-a) 精検受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(1-b) 精検受診率を検診機関別に集計しているか	80	91	87.9	39	41	95.1	41	50	82.0
(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか※1	57	91	62.6	26	41	63.4	31	50	62.0
(1-d) 精検受診率と未把握率を定義注3に従って区別して集計しているか	86	91	94.5	39	41	95.1	47	50	94.0
(2) 大腸がん発見率を集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(2-a) 大腸がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(2-b) 大腸がん発見率を検診機関別に集計しているか	78	91	85.7	38	41	92.7	40	50	80.0
(2-c) 大腸がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか※1	59	91	64.8	27	41	65.9	32	50	64.0
(3) 早期の大腸がん割合(大腸がん発見数に対する早期がん数)を集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(3-a) 早期の大腸がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	78	91	85.7	38	41	92.7	40	50	80.0
(3-b) 早期の大腸がん割合を検診機関別に集計しているか	65	91	71.4	30	41	73.2	35	50	70.0
(3-c) 早期の大腸がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか※1	89	91	97.8	41	41	100.0	48	50	96.0
(3-d) 早期大腸がんのうち、非腫瘍がん数を区別して集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(4) 陽性反応適中度を集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(4-a) 陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(4-b) 陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか	71	91	78.0	35	41	85.4	36	50	72.0
(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか※1	43	91	47.3	19	41	46.3	24	50	48.0
8. 地域保健・健康増進事業報告									
(1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告(地域保健・健康増進事業報告)を行っているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機関)、医師会など)に報告を求めているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(2-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※ ※ 今年度は網羅できている場合、網羅できていない場合には改善を求めるような体制を有しているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(3) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先(検診機関(医療機関)、精密検査機関、医師会など)に報告を求めているか	91	91	100.0	41	41	100.0	50	50	100.0
(3-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※ ※ 今年度は網羅できている場合、網羅できていない場合には改善を求めるような体制を有しているか	87	91	95.6	39	41	95.1	48	50	96.0
9. 精度管理取組と体制改善									
(1) 委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか※ ※ もしくは仕様書の代わりに、自治体(都道府県/市区町村)の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい	82	91	90.1	38	41	92.7	44	50	88.0
(1-a) 仕様書(もしくは実施要綱)の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか	23	91	25.3	12	41	29.3	11	50	22.0
(1-b) 検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書(もしくは実施要綱)の内容が遵守されたことを確認しているか	43	91	47.3	22	41	53.7	21	50	42.0
(2) 検診終了後に市区町村全体の精度管理評価と体制改善を行っているか	49	91	53.8	22	41	53.7	27	50	54.0
(2-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況と把握し、評価を行っているか(自己点検)	57	91	62.6	26	41	63.4	31	50	62.0
(2-b) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況及びプロセス指標値の評価をふまえて、市区町村全体の課題を抽出しているか	54	91	59.3	24	41	58.5	30	50	60.0
(2-c) 抽出した課題について改善策を検討しているか。もしくは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等から改善策のフィードバックを受けているか	53	91	58.2	25	41	61.0	28	50	56.0
(2-d) 改善策の実行に努めているか	56	91	61.5	26	41	63.4	30	50	60.0
(3) 検診終了後に委託先検診機関(医療機関)の精度管理評価を行っているか※ ※ 市区町村が単独で評価できない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関(医療機関)の評価を行っており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする	31	91	34.1	14	41	34.1	17	50	34.0
(3-a) 委託先検診機関(医療機関)毎に「検診機関用チェックリスト」の遵守状況と把握し、評価を行っているか	28	91	30.8	13	41	31.7	15	50	30.0
(3-b) 委託先検診機関(医療機関)毎にプロセス指標値を把握し、評価を行っているか	30	91	33.0	14	41	34.1	16	50	32.0
(3-c) 「検診機関用チェックリスト」とプロセス指標値をふまえて、検診機関(医療機関)毎の課題を抽出しているか	28	91	25.3	11	41	26.8	12	50	24.0
(3-d) 課題のある検診機関(医療機関)について、改善策を検討しているか	30	91	33.0	14	41	34.1	16	50	32.0
(4) 検診終了後に委託先検診機関(医療機関)に精度管理評価と改善策を個別にフィードバックしているか※ ※ 市区町村が単独でフィードバックできない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関(医療機関)にフィードバックしており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする	23	91	25.3	11	41	26.8	12	50	24.0
(4-a) 「検診機関用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか	12	91	13.2	8	41	19.5	4	50	8.0
(4-b) プロセス指標値の評価を個別にフィードバックしているか	19	91	20.9	9	41	22.0	10	50	20.0
(4-c) 課題のある検診機関(医療機関)に改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しているか	22	91	24.2	10	41	24.4	12	50	24.0
総合判定									

※注1~4:「大腸がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)」- 集団検診・個別検診(R6.3月)参照